

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

大和市長 古谷田 力

### 大和市規則第38号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項総務部人財課の次に次の1課を加える。

コンプライアンス推進課 コンプライアンス推進係

第4条総務部人財課第1号中「服務」の次に「（ハラスメントを除く。）」を加え、同課中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、第22号を削り、同課の次に次の1課を加える。

コンプライアンス推進課

- (1) 職員のコンプライアンス及び適正な行政運営の推進に関すること。
- (2) 職員等のハラスメント対策に関すること。
- (3) 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づく事務に関すること（同法第2条第1項に掲げる役務提供先としての事務に限る。）。

第4条市民経済部市民相談課第2号中「人財課」を「コンプライアンス推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。